

埼玉県介護支援専門員

実務研修受講試験

▼試験期日 10月25日(日)午前10時

▼場所 獨協大学(東武伊勢崎線松原団地駅下車、草加市学園町1-1)ほか

試験案内

【配布時期】7月1日(水)～31日(金)

【配布場所】①市役所高齢者福祉課

②行田市社会福祉協議会

③埼玉県社会福祉協議会(彩の国すこやかプラザ)

④県介護保険課

⑤県福祉保健総合センター

▼受験資格 保健・医療・福祉分野で、

原則として合計5年以上かつ900日以上の実務経験を有する方 ※詳細は「試験案内」を参照のこと

▼申し込み 7月31日(金)までに埼玉県社会福祉協議会研修開発部ケアマネジャー業務課(〒330-8529さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65彩の国すこやかプラザ内)へ簡易書留で郵送(当日消印有効) ※持込不可

▼費用 9千円

▼問い合わせ 同協議会ケアマネジャー業務課 ☎048-824-3111

(試験専用) FAX048-825-

9185 Eメール: cm-shiken@

tskushi-saitama.or.jp

地域福祉推進市に指定されました

これからの福祉は、市民と行政が共に手を携え、地域で支えあうことが必要となります。

市では、新たな支え合いの仕組みをつくるため、地域福祉計画の策定を進めており、平成20年度は市民参加事業として、ささえあいミーティングやシンポジウムなどを開催し、地域ごとの課題と解決策について検討しました。

国においても、支援を必要とする一人暮らし高齢者などが、安心して暮らせる地域を目指す「安心生活創造事業」を平成21年度に創設しました。この中で、地域福祉推進市町村として全国で55カ所が指定され、県内では本市が推進市の指定を受けました。

今後、新たな支え合いの仕組みをつくるため、国のモデル事業を実施しますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

▶問い合わせ

福祉課(内線287・279)



介護料支給制度

介護料支給制度とは自動車事故が原因で、脳、脊髄または胸腹部臓器を損傷して重度の後遺障害を持つため、移動、食事、排泄など日常生活動作について常時または随時の介護が必要な状態である方に介護料を支給するものです。

▶対象

① 自動車損害賠償保障法による後遺障害認定通知を受けている方

種 別	平成14年4月1日以降の事故	平成14年3月31日以前の事故
常時介護	自賠法施行令別表第1の等級が「第1級1号」または「第1級2号」	旧自賠法施行令別表の等級が「第1級3号」または「第1級4号」
随時介護	自賠法施行令別表第1の等級が「第2級1号」または「第2級2号」	旧自賠法施行令別表の等級が「第2級3号」または「第2級4号」

② ①の認定を受けているが通知書の写しを提出できない方および認定を受けていない方は診断書による審査となります。

※労働者災害補償保険法等介護補償給付を受けたとき、および法令に基づく重度の障害を持つ方の収容を目的とした施設に入所している方は対象となりません。

▶申し込み・問い合わせ 独立行政法人自動車事故対策機構埼玉支所 ☎048-824-1945

戦没者遺児による慰霊友好親善事業

の参加者を募集します

(財)日本遺族会では、政府の委託ならびに補助を受け、戦没者遺児に対する慰霊友好親善事業」を実施します。

▼対象 戦没者の遺児

▼実施地域 旧満州、旧ソ連、西部ニュージーランド、マリアナ諸島、中国、東部

ニューギニア、ボルネオ・マレー半島、トラック諸島、パラオ諸島、ソロモン諸島、フィリピン、ミャンマー、沖縄、台湾・バシー海峡、マーシャル諸島、ギルバート諸島

▼問い合わせ (財)日本遺族会事業課 ☎03-3261-5521または(財)埼玉県遺族会連合会 ☎048-829-2025